

引越しの際は、住所の異動手続を忘れずに！

住民票の住所の異動届(転出届・転入届・転居届など)は、国民健康保険、国民年金の資格の確認や選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続です。市区町村窓口での正確な住所の届出が必要です。

入学・就職・転勤等による引越して、住所を異動される方は 住民票の異動の届出を！(転出届、転入届、転居届等)



引越しをされる方は注意が必要です！

選挙で投票する場所は、原則として住民票のある市区町村です。
異なる市区町村に転出した場合で、住民票を移していない、又は住民票を移して3ヵ月経過していない場合は、新しい住所地で投票できません。

身分証明書となる「マイナンバーカード」(個人番号カード)の 住所等は最新のものにする必要があります。

転入・転居・転出届など、住所変更の手続きの際は記載事項の変更のため、マイナンバーカードと設定されている暗証番号をご準備ください。

マイナンバーカード



通知カードは、令和2年5月25日をもって、住所異動等の記載手続きが廃止されました。通知カードに記載されている住所、氏名等を変更した場合は、通知カードはマイナンバーを証明する書類として使用することはできません。

マイナンバーカードを申請することをお勧めします。

通知カード

